夕	几	分	0)	種	類	指示処分
夕	几	分	年	月	日	令和2年7月16日
	商 号 又 は 名 称 (法人の場合は法人番号)					株式会社FREE SPACE (法人番号 5120001128410)
	什	Ċ	表		者	山﨑 豊治
	免許証番号及び免許年月日				F 月日	大阪府知事(3)第53754号 平成30年2月20日
	主たる事務所の所在地					大阪市浪速区

処分等の理由

被処分者は、大阪市浪速区所在の建物賃貸借契約に係る媒介業務において、平成30年11月29日、個人から賃貸借の媒介の依頼を受け、これに係る預り金として金15,300円の交付を受けたが、同年12月1日、個人が上記居室に関する賃貸借の申込みを撤回したため賃貸借契約が成立せず、個人に上記預り金を返還すべきところ、これを拒み、個人が被処分者を被告として裁判所に提起した預り金返還等請求事件について、裁判所が、令和元年5月17日、被処分者が個人に対し金15,300円及びこれに対する平成30年12月1日から支払済みまで年6分の割合における金員を支払えとの判決を言い渡し、これが確定したにもかかわらず、令和元年6月3日に個人に対し15,408円を返還したのみで、令和2年7月7日まで上記判決に従った金員を返還しなかった。

このことは、宅地建物取引業法第47条の2第3項及び同法施行規則第16条の12第2号の規定に 違反する。